

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業所： ぷらむケアプランニング

[令和6年8月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 078-578-7575

(月～土曜日 9:00～18:00)

担当 主任介護支援専門員 _____ / 管理責任者 佐々木 智恵子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ぶらむケアプランニング
所在地	神戸市兵庫区駅前通 4-1-32
事業所の指定番号 指定年月日	居宅介護支援事業 (兵庫県 第 2870503725 号) 平成 14 年 7 月 1 日
サービスを提供する 実施地域※	神戸市全域
虐待防止担当者	佐々木智恵子

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 (主任介護支援専門員) 常勤介護支援専門員 2 名(うち 1 名管理者兼務)
事務員 1 名 非常勤介護支援専門員 0 名

(3) 営業時間

月～土曜日 午前 9 時から午後 6 時まで

(日曜、12月31日～1月3日は休業)

営業時間外の連絡体制(緊急連絡先) 078-578-2766 (ぶらむの里)

※上記電話番号に掛けていただくと介護支援専門員(管理責任者)に連絡を取ることが出来、
必要に応じて相談等に対応する体制を整えています。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的なながれ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 要介護 1・2 11,772円 要介護 3・4・5 15,295円

上記利用料に居宅介護支援特定事業所加算Ⅲ(323単位)が加算されます。なお、特定事業所加算Ⅲの要件は以下のとおりです。

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。
- ・主任介護支援専門員以外の常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している。
- ・利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ・地域包括支援センターから支援困難なケースを紹介された場合、当該ケースを受託する体制を整備している。
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ・居宅介護支援費に対する運営基準減算または特定事業所集中減算の適用がない。
- ・介護支援専門員1人あたり(常勤換算方法による)の担当利用者数が45名未満である。
- ・介護支援専門員実務研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備している。
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等を実施する。

②この他、利用者の状況や状態により、退院退所加算、入院時連携加算などが加算される場合があります。その都度、その内容については説明させていただきますが、①の利用料と同様に利用者の自己負担はありません。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が1キロにつき100円が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に県市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

電話:332-5617 受付 8:45~17:15(平日)

神戸市福祉局監査指導部

電話：322-6326 受付 8:45~12:00 13:00~17:30 (平日)

神戸市消費生活センター

電話：371-1221 受付 9:00~17:00(平日)

養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

電話：322-6774 受付 8:45～12:00

13:00～17:30（平日）

6. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社SNOW PLUM
設 立	平成 13 年 12 月 12 日
所在地・電話	兵庫県神戸市兵庫区駅前通 4-1-32 代表取締役 毛利友紀 電話 078-578-1011
事業内容	居宅介護支援事業、訪問介護事業、自立支援法事業、通所介護事業 介護タクシー事業、小規模多機能型居宅介護事業
関連法人	株式会社毛利企業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

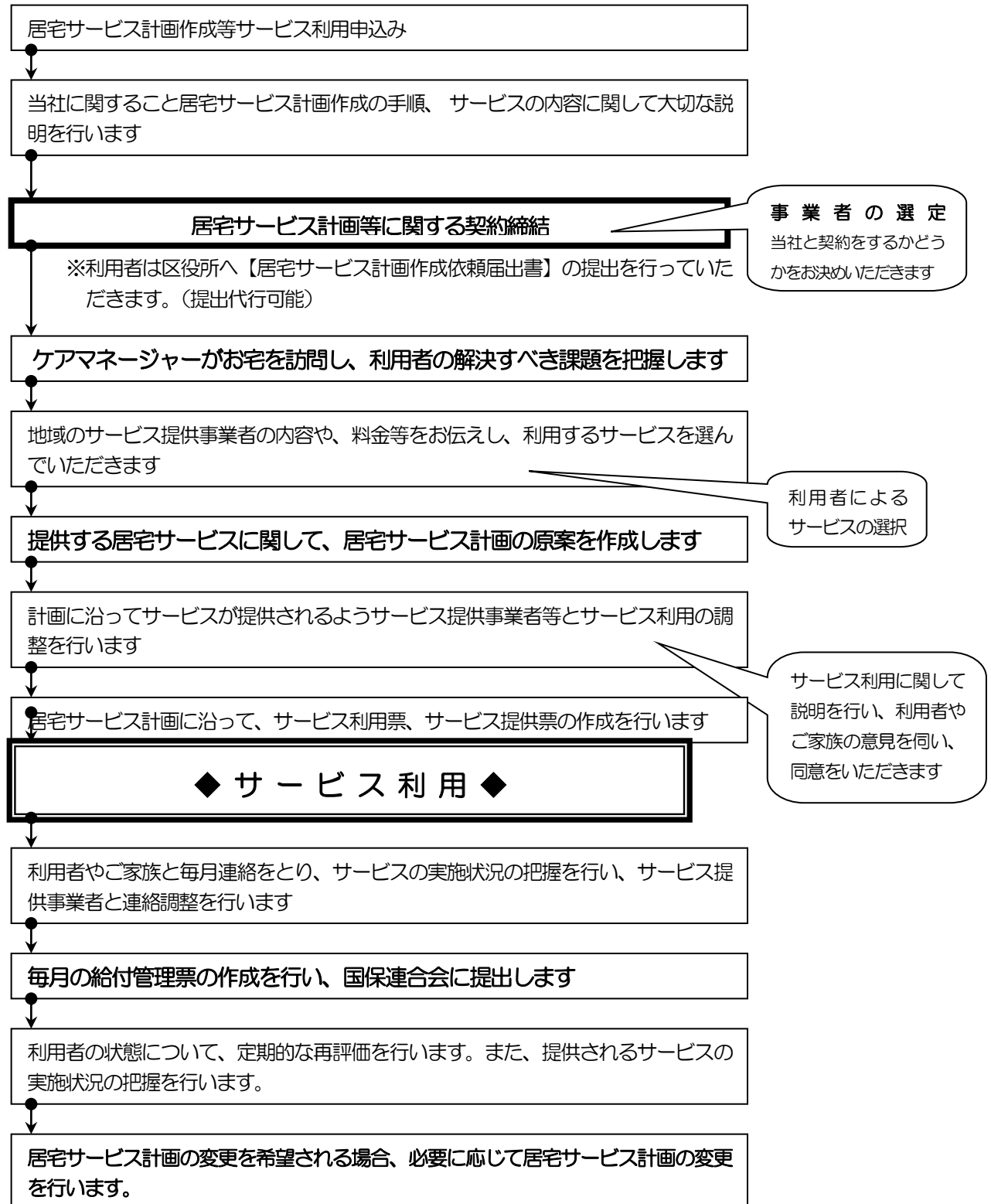
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	神戸市兵庫区駅前通 4-1-32
	名 称	株式会社SNOW PLUM
		代表取締役 毛利友紀 印
	説明者	介護支援専門員

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名